⑶　「必要かつ適切な監督」として、次のような措置を講ずることとする。

ア　委託契約に盛り込む事項

委託先との契約には、具体的な安全確保措置等に関する事項として、例えば、次の事項を明記する。

・　委託先の秘密の保持に関する事項
・　委託者及び受託者の責任の明確化に関する事項
・　再委託に関する事項（再委託の禁止又は再委託する場合の個人データ保護の水準の条件等）
・　個人データの取扱いの制限に関する事項（委託契約範囲外の取扱いの禁止等）に関する事項
・　個人データの取扱いに係る安全管理措置に関する事項
・　個人データの管理状況の報告及び監査に関する事項
・　個人データの漏えい等発生時の対処に関する事項
・　委託終了時における個人データの返還・消去に関する事項
・　契約に違反した場合における契約解除の措置その他必要事項（「その他必要事項」としては、善良なる管理者の注意義務及び漏えい等事案発生時における被害に対する損害賠償責任などがある。）

イ　委託先の管理

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、その結果を記録するとともに、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価し、改善すべき事項があれば必要な措置を講ずることとする。

⑷　委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施するなどにより、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することとする。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

第７　個人データの第三者提供に関する義務（法第23条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

１　第三者提供の制限に関する原則

債権回収会社は、法第23条に従い、第三者提供についての本人の同意を得る際には、原則として、次の事項を本人に対してあらかじめ書面で示した上で同意を得ることとする。

⑴　個人データの提供先の第三者の氏名又は名称及び連絡先
⑵　第三者に提供される個人データの項目
⑶　提供先での個人データの利用目的

２　第三者提供の制限に関する例外

債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意が推定されるものとして、また、債権の譲渡に関連して行われるデューデリジェンスや譲受人の選定等、当然必要な準備行為についても、債権の管理に必要な範囲に含まれることから同意の推定が及ぶものとして取り扱って差し支えない。なお、本人たる債務者又は保証人等が債権譲渡に伴う個人データの第三者提供について明示的に拒否する意思を示し、これにより、当該債権の管理に支障を来し、債権の譲渡人又は譲受人の財産等の保護のために必要な場合には、法第23条第１項第２号に該当する。

３　オプトアウト（法第23条第２項関係）

債権回収会社は、本業において、法第23条第２項に基づく個人データの第三者への提供（オプトアウト）は、用いないこととする。

また、債権回収会社は、兼業において、新たにオプトアウトを用いる場合は、サービサー法第12条により本業についての専業義務が課されていることを踏まえ、兼業承認を受けた範囲を超えて業務を行わないこととし、必要に応じて兼業承認を受けることとする。

なお、個人の支払能力に関する情報を個人信用情報機関へ提供するに当たっては、オプトアウトを用いないこととし、１に従い本人の同意を得ることとする。

４　第三者に該当しないもの

債権回収会社は、法第23条第５項第３号に規定する事項については、次のとおりとする。

⑴　「共同して利用する者の範囲」については、本人が理解可能な程度に、客観的に明確に示さなければならないが、これに加えて、できる限り個別企業名を示すこととする。

⑵　「当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称」（以下「管理責任者」という。）とは、当該個人データに係る苦情処理の責任を負い、個人データの内容等について、共同で利用する者の中で第一次的に開示、訂正等又は利用停止等を行う権限を付与されている者であり、複数であっても差し支えない。

なお、同号は、同号に定める管理責任者以外の共同して利用する者における安全管理責任等を免除する趣旨ではないことに留意する。

５　個人信用情報機関に対する提供

債権回収会社が、個人信用情報機関（個人の返済能力又は支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に対し個人データを提供する場合には、当該提供が法第23条第５項第３号の規定に該当する場合であっても、あらかじめ本人の同意を得ることとする（ただし、債権回収会社が債権の譲受け又は委託を受ける以前に債権者において、当該個人信用情報機関への個人データの提供について本人の同意を得ている場合は、この限りでない。）。この場合及び同条第１項の規定により同意を得るに当たっては、１の規定に基づいて同意を得ることとするが、１⑴から⑶までの事項に加えて、個人データが個人信用情報機関及び当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関並びにこれらの会員企業にも提供される旨を示すこととする。また、できる限り、個人信用情報機関の加入資格に関する規約、個人信用情報機関及び当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関に加入する会員企業のリストについては、本人が容易に知り得る状態に置くこととする。

第８　保有個人データの開示等に関する義務

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

１　保有個人データに関する事項の公表等（法第27条関係）

債権回収会社が、法第27条に従い、保有個人データに関する事項を本人の知り得る状態に置く際には、例えば、インターネットのホームページへの掲載、パンフレットの配布、本店を始めとする営業所窓口への備付け等を継続的に行うことが考えられる。

２　保有個人データの開示（法第28条関係）

⑴　法第28条第２項の場合の例としては、通則ガイドライン３－５－２「保有個人データの開示」に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

ア　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・　反社会的勢力に関する保有個人データであって、当該本人に開示することにより、当該反社会的勢力による業務妨害や従業者への危害を招くおそれがある場合